

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 戦国期における神社の動向：九州地方を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002477">https://doi.org/10.57529/00002477</a>

## 第五章 出雲地方の社寺をめぐる尼子氏と毛利氏の動向

はじめに

これまで、太宰府天満宮、高良社、宇佐宮と戦国期におけるそれぞれの動向を見てきた。太宰府天満宮では、南北朝以降、大鳥居氏と小鳥居氏による留守職によって統率がなされていた。しかし、留守職をめぐる相論が長期化して行われるようになり、その相論がもたらす隙が、天満宮に対して外部勢力の影響を受ける体質を形成していくことになった。大内時代においては小鳥居氏を中心とした体制を求める反面、必ずしも小鳥居氏というわけでもなく、大鳥居氏を留守職にするなどの不確定な要素が多かったのであるが、それはまだ天満宮内部での対立で収まるものであった。そして、大友時代に入ると、大鳥居氏がその中心となっていくものであり、相論も和睦によって落ち着く時期を迎える。しかし大友氏と高橋鑑種が対立していく中で、再び留守職をめぐる両氏の対立がなされるようになる。しかし大内時代と異なり、大友と大鳥居、高橋と小鳥居という対立構造が複雑化してくる。天満宮の破却も、留守職をめぐる争いというレベルを超えた土俵の上で起こることであり、両氏が争乱に巻き込まれることが、天満宮もまた同じく巻き込まれるという状況を生んでしまった。

高良社では、大友氏が、天正六年（一五七八）の「耳川合戦」にて島津氏に敗れると、周辺勢力の動向に奔走させられる状況にあり、その経営を維持していくためには流動的な対応をせざるを得ないものであった。その一端として、高良社一山が、大友方につく座主良寛・大祝・大宮司、対して龍造寺氏や島津氏につく座主麟圭という内部分裂を起こすことになった。また島津氏による高良山一帯の破却などにより、高良社は危機に瀕する状況を生んだ。しかし、このような状況が、高良社にとっては周辺勢力からの影響から脱却する「主体性」を示す存在へと昇華したと考えられる。それが大祝による『高良記』の編纂であり、これが、高良社の縁起や大祝の権威向上を目的とし、高良社の復興とそれまで高良社の中心であった座主を超えた実質的権力の確立を目指すものとなった。

中世の宇佐宮では、荘園体制において、国衙などの権力層を排除し、大宮司に諸権限を収斂させ、神官の私領を社内における職掌によって免田として給することで、大宮司と神官の関係を、それまでの神事を中心とした序列から土地を基盤とした主従関係に再編成を行う動きが見られ、井上聡氏は、その動きを宇佐宮が自立的な支配体制の確立を目指していたからであると示している。<sup>1</sup>しかし鎌倉期以降、地頭

による荘園の押領が激しくなるにつれ、宇佐宮の経済崩壊が起こり、造営や祭礼がままならない状況に陥った。そこに大内氏が豊前支配に乗り出すにあたり、宇佐宮の再興を主導し、また宇佐宮の荘園体制に依拠するなど関係を深めていった。そして応仁の乱前の宇佐宮は、造営や祭礼復興、そして神威向上など積極的な「主体性」を見せていたが、大友氏と対峙するようになった大内氏は、それまでの保護政策を継承しつつも、宇佐宮に対して課役していくという動きを見せ始める。しかし、宇佐宮はこれまでの関係を継続すべきが如く、「愁訴」「先例」「社例」を用いることで既得権益を維持していた。天満宮や高良社など内部での対立が、諸勢力の対立と反映され、それがゆえに結果として戦火に巻き込まれるような状態を生むことになったが、そのことが諸勢力への対応力や神威、権威向上を目指していく「主体性」をも生む機会になったと思われる。

出雲国一宮である杵築大社においても、国造家によって国造上官制が敷かれることによって地域支配権力が確立するのであるが、国造家が千家・北島両国造に分裂することを機に、それぞれが社人を組織化ようになる。しかしこのことが、長期間に渡る両国造の相論を生むこととなる。社内での内部の対立は外部からの干渉を受けやすいことは、これまで述べてきた通りである。また杵築大社は、日御碕との間でも境界相論があるなど、内外の動きに注目できる。また杵築大社の国造上官体制による荘園制支配について、井上寛司氏は、杵築大社が荘園領主権と国衙支配権のそれぞれの一部を取り込むことで、杵築大社と出雲国造が自立的な地域的支配権力体制を構築するようになったことを指摘している。<sup>2</sup>これは、宇佐宮においての大宮司を頂点とする荘園支配体制と似ているとも思われる。宇佐宮は、その体制のおかげで、大内氏との関係を深める要素となったが、杵築大社ではどうであっただろうか。

さて、本章では尼子氏と毛利氏の動向を見ながら、杵築大社、日御碕社、鰐淵寺を中心に、両氏がどのような対応を宗教勢力に行っていたかをみていきたい。これまでの論述のなかで、尼子氏と毛利氏の動きが九州での動静に大きく関わっていることもあり、両氏が治めていた出雲を取り上げた次第である。

一、 杵築大社と日御碕社の境界論争による尼子氏の台頭

尼子氏は近江源氏佐々木氏の一族で、近江守護京極高秀の子、高詮の弟である高久が近江国犬山郡甲良庄尼子郷にあって尼子氏を称したのに始まる。その子持久は、出雲の守護でもあった京極氏の出雲守護代となり、清定のとき応仁・文明の乱に参戦して戦功をあげ、京極持清から出雲東部に多くの所領を宛わっていた。京極氏の出雲領国支配は、自立性の強い国人や寺社などの伝統的在地勢力によって大きな制約を受けていた。この伝統的在地勢力として挙げられるのはまず杵築大社であろう。この杵築大社において、鎌倉期には既に出雲国造家は、幕府の御家人となっていて、惣領制的な武士団編成を遂げ、自立的な地域的支配権力体制を構築していた。次章に述べるが、筑前の宗像社においても、宗像大官司が御家人となり、武役・社役を統べる「神官領主」としていた。この国造による支配体制が、守護権力の介入を困難にさせていたのである。しかし、それに対して異を唱えたのが尼子氏であった。尼子氏が実際に出雲国で京極氏に代わり実権を握っているのはいつ頃であろうか。また杵築大社ほどのくらの力を持っていたのであろうか。これを確認するには杵築大社と日御碕社の境界論争から見えていくことができるだろう。この論争は平安末期から続くものであったようだが、応永二十八年（一四二一）になって、「剩御碕社江参詣者、止通路之由有其聞」と、大社側が日御碕社へ参詣する通路を閉鎖したことから再発してしまった。<sup>3</sup>

日御碕社が杵築大社と並び相論を行える地位にあったことについては、原慶三氏が的確にまとめている。それは、鎌倉期に杵築大社の支配下に置かれていた日御碕社が、南北朝以降、杵築大社から自立する動きを強め、室町期に入ると守護のよりそれが認められるようになるが、杵築大社からの圧力は続き、日御碕社検校職をめぐる内部対立に杵築大社の関与を許し、その援助を受けた政継の代には、再び杵築大社の支配を受けるようになる。だが、検校職の補任権が守護にあったことで、日御碕社は守護に訴え出ること、その自立を守ることができた。その後、社領など経済基盤を確保することで、杵築大社から完全なる自立を得たということである。<sup>4</sup>

【史料一 日御碕社一神子重申状】<sup>5</sup>

(端裏貼紙)  
「永享十一年十一月一神子言上書」

出雲国日御崎一神子重言上

早任先例蒙 御成敗、欲被退兩國造奸訴事、代々御下知安堵 杵築御崎社司和与状

(中略)

一每度国造卒大勢、御崎七令乱入、押而起請文於可書由、折檻仕之間、為適當座難書之事非分至也、

於向後不屑身申(マ)難没一命之間、難遁哉、如此起請 文何可備後証哉、

(中略)

□(脱カ)正長元年十月十七日并当年正月六日、国造卒大勢、御崎七令発向、種々狼藉、以外之間、尼子四

郎左衛門尉殿雖有御成敗、更無承引、結句重而令乱入、舟別棟別等押取之条、言語道断悪行也、

一御崎之社領、此間国造押領之在所、浦々々所并御神田等事歎申度処、幸七依彼訴訟参洛仕事、

御崎之安堵時節到来歟、併神慮之至也、所詮任支証之旨、蒙還着之御下知者、弥可奉到天下安

全、殊御子孫繁栄之御祈祷者也、仍粗上言上如件、

永享十一年十一月 日

【史料一】は永享十一年（一四三九）に出されたもので、大社側の起請文の強制や永享十一年だけではなく正長元年（一四二八）にも国造家が日御崎に発向して狼藉をはたらいたことを述べており、日御崎社の大社への不満が示されている。そこで尼子四郎左衛門尉が裁許するがそれにもかかわらず、重ねて大社は日御崎領に乱入している。ここに見える尼子四郎左衛門尉は持久か、その子清貞かは不明であるが、守護代として活動している。ここでは、守護代尼子氏より大社国造家の勢力が強いことがわかる。康正二年（一四五六）には国造家が日御崎社領に干渉し、日御崎社がそのことにつき、守護京極持清に訴えることとなる。そこで持清は日御崎社側の支証に分があるとして、守護代である尼子清定等らに国造家の狼藉の停止を命じたが、大社側は守護持清の命令に応じる様子はなかった。

【史料二 京極氏奉行人連署奉書案】 7

就杵築<sup>与</sup>御崎境争論事、兩度被成奉書候之処、無參洛候之旨、言語道断次第也、所詮

今月中被帶支証有參洛可被明申、万一令無沙汰者、可被沙汰付御崎、尚以不可有無沙

汰由、依仰執達如件、

康正二年九月六日

在国

周防守

左衛門<sup>(附脱カ)</sup>在判

沙弥在判

沙弥在判

杵築社

<sup>(千家直信・北島高考)</sup>  
両国造

案文

召夫奉書三度目

しびれを切らした持清は康正二年（一四五六）九月六日、今月中に上洛しないならば御崎側の勝訴にするとの厳命を下すことを【史料二】では示している。しかしこれで解決をすることはなく守護の力、いわば幕府の力を以てしても大社の力を抑制することができなかったのがある。更に文明二年（一四七〇）八月に京極持清がこの世を去ると、嫡孫である孫童子が出雲守護となったが、幼少のために幕府としても出雲における守護権限の行使を京極氏に任せておくわけにはいかなかったと思われる。そこで出雲守護代であった尼子氏が京極氏に代わり守護としての権限を行使していくようになってくるのである。

【史料三 室町幕府奉行人連署奉書】 8

出雲国日置檢校政継申、御崎社与杵築大社堺事、背往古之例、大社々司押領云々、為事実者  
太不可然、所詮任先規、彼堺并社領大野庄内国守名・福富保・同所々散在田地等、各被返  
付御崎社畢、早可被沙汰付政継代之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明三年

七月八日

貞基（花押）  
秀興（花押）

佐々木孫童子殿（京極）

【史料三】は、いよいよ幕府が長期に渡って争い続けてきた杵築大社と日御碕社との境界論争を裁決し、そのことについて守護京極孫童子に宛てた書状である。また出雲守護代である尼子清貞に対しても全く同日付・同一文の奉行人連署奉書を発していて、その判決の執行を命じている。<sup>9</sup>ここに至って、尼子氏は出雲における守護権限の実質上の執行者として、幕府から認定されたことになる。しかし、杵築大社から日御碕社への社領返付が滞っていたのであろうか、翌文明四年（一四七二）三月に、幕府は再びその返付を命ずる奉書を出した。だが今回は尼子氏のみならず、国内の有力国人に対しても、返付に合力すべき事を命ずるものでもあった。<sup>10</sup>しかし、それでも解決までには至らず、この解決は尼子清貞の子である経久まで待たれることになった。

【史料四 亀井秀綱書状】<sup>11</sup>

大社御崎就堺之儀、黒田方、賀地（驚力）方被越候間、申分（千家豊俊・北島雅孝）兩國造殿江、状従民（尼子経久）部少輔殿尋被申候、始

而四至傍尔無申付儀之由、返事被申候間、此間ニ境之松仁制札進之候、可被打候、尚以被背儀候者、

重而可有御注進之候、兩國造殿書状進之候、別而社家之法渡（度）、可申候由被申候、子細候者、重而可

有御申候、御札銭參百疋披露仕候、祝着之由被申候、恐惶謹言、

永正七年

卯月十六日

(小野政仲)  
御崎殿

御返報

(龜井)  
秀綱 (花押)

【史料四】は尼子氏の寺社奉行である亀井秀綱が、尼子経久の指示により大社と日御崎社との境に制札を掲げたことを御崎検校に伝えたものである。時は永正七年(一五二〇)のことであり、幕府の達しが出てから、約四十年の月日が流れてしまった。これにより両者の境界論争が裁定され一件落着となるが、これほどまでこの論争が長引いた要因としては、幕府、守護、守護代をはね除けるほど、杵築大社の力が絶大だったことが言えよう。またそれに対応できる勢力がなかったことにある。幕府そして守護という権力に屈することのない大社に、どう懐柔していくかはやはり出雲国を支配するにあたっては大きな壁になったことは間違いないのではないだろうか。大永四年(一五二四)四月、経久は幕府の命により亀井秀綱を奉行として日御崎社の修造を行った。<sup>12</sup>この時の費用は出雲全土・伯耆三郡(汗入・日野・相見)・石見三郡(邇摩・安濃・邑智)の棟別銭、隠岐全土に棟別として材木を課している。これにより尼子氏が出雲以外にも伯耆・石見・隠岐にまで影響力を持つようになったことが窺える。<sup>13</sup>

さて尼子氏は日御崎社に対して、盛んに社領の寄進を行っている。経久は大永三年(一五二三)に石州那賀郡のうち波志浦を寄進し<sup>14</sup>、天文二年(一五三三)には伯耆国会見郡の山名旧領福田保・犬田村のうち五十俵を寄進するなど経済的保護を手厚くしている。これは尼子時代を通じて、晴久、義久と社領の安堵と寄進につとめた。<sup>15</sup>また、日御崎社は宇竜浦の舟役収入などがあつたので、これによりそれなりに経済基盤を持つようになったことで、杵築大社との相論の土俵に上がったということだろう。このことは尼子氏の日御崎社に対する崇敬の深さを知ることができる一面であるが、ただ崇敬だけの寄進や安堵であつたのであろうか。坂本勝成氏は中世的社寺権力の否定において、政治的、社会経済的側面と宗教的側面との両面から、戦国末期から近世初頭にかけて、世俗権力の代表たる大名権力によってその否定が行われたとし、検地によって社寺莊園は崩壊し、改めて社寺に所領が寄進、安堵されることは、古代的伝統に支えられた中世社寺の宗教的權威の失墜を招いたとしている。<sup>16</sup>



日御碕社は鎌倉時代には杵築大社の末社という形で支配下に置かれていて、南北朝以降は大社からの自立の動きを強め始めた。この動きが境界論争の一端となったと言えると思うが、室町初期には自立という日御碕社の主張が守護によって認められ一定の自立を見る。しかし杵築大社の圧迫が続き、日御碕社検校職をめぐる対決の中で大社の介入がみられ、小野政継の代には再び大社の支配を受けるようになる。だが、鎌倉期とは異なり日御碕社検校職の最終補任権は守護のものとなり、日御碕社は守護に訴えることによって自立を確保できるようにになった。その後は国人層からの所領寄進、または先述した通り尼子氏の安堵・寄進によって経済基盤は強化される。守護や幕府のバックアップなどもあり、日御碕社の自立は安定したものになった。<sup>17</sup>戦国期の日御碕社はこの自立を受けて今度は杵築大社とその地位を競い合うまでになる。

これは尼子氏が、杵築大社という伝統的支配権力を牽制するために日御碕社を大社と対峙できるように配慮したということも考えられる。これには日御碕社も応え、尼子氏のためとなったに違いない。そこには出雲国一國レベルを越えた領域支配をする尼子氏にとって、それに対応する宗教的権威が必要であり、また日御碕社が地理的に出雲・石見・伯耆・隠岐のほぼ中心に位置し、もともと海上の守護神として多くの崇敬を受けていたこともある。<sup>18</sup>しかし、このことは安堵や寄進をなくしては日御碕社が押し寄せる毛利氏に加担する恐れがあったのかもしれないという尼子氏の不安感があつたとも考えられる。ゆえにこの動きは相反的に、尼子氏勢力に陰りが見えてきたということを意味するかもしれない。

## 二、尼子氏と杵築大社

出雲国では、自立性の強い伝統的な有力国人層によって担われる在地の支配秩序に規制され、容易に領国支配を貫徹し得ない状況があったようである。これは地域支配権力としての一宮杵築大社の強固な自立性に支えられ、大社を中心とする国人層相互間の独自の在地支配秩序が形成されていたからであると思われる。<sup>19</sup>逆に、こういった秩序の存在が大社の自立性を支えていたのではないかと考えられる。いわば、大社支配が出雲支配への道であったのである。

【史料五 永正年中大社造営・遷宮次第】 20

〔表題〕 永正年中大社御造営之次第 〔端裏〕 豊俊

永正年中大社御遷宮覚次第

(中略)

一当国佐々木尼子民部少輔経久造営之立願有によつて、(大原郡)中郡高さのようかい御出張之時、御造営之次第当家へ御尋有、其時当家ヨリ使親類阿吾泰経為当家使高さのようかいへ被参候、永正五年九月十五日の事にて候、其時社家へも御本願有へき由御返事有、社家中目出度不過之候、左候所明ル永正六年三月十七日ニ為造営奉行藤原帷宗朝臣、多胡悉休入道神門へ被差候、阿吾泰経之所為旅宿逗留候、其年之四月廿四日、神宮寺へ宿替アリ、又人別五文にて当國中へあてらるゝ、勸進本願ハ源春ト申僧、又尼子殿中間ニ彦左衛門尉ト申者兩人也、(①)

(中略)

一長之作事、永正六年九月廿三日ニ御柱立候、其時尼子殿御社参候、長々御柱者六十人之神人北島之おくよりとり候、やかて年之内ニふかれ候、(②)

(中略)

一別火上官之事、北島方より惣合たるへきよし申事共候、雖然当方孝宗ヨリ別火国吉ニ御出し候而、当方之上官八人之内まかはさると、奉行亀井殿宿ニ而、此方よりハ中高証跡持進候而罷出候、北島方より稲岡清孝被出候而、亀井殿宿ハ越峠民部兵衛方也、両方たいけつ候て、当方之上官ニ落着候、別火源六弟千家上官ニ罷出候而、当方之役左ヲ仕候、其上文明十八年九月廿八日ニ閣院ノ御遷宮なし被申時も、別火勘解由左衛門尉、当方之上官ニ罷出候、為已後懇ニ印置者也、北島方ニハ上官四人ニ而候、紙継目上官十二之中へ六貫文尼子殿ヨリ御出候、老人前五百文宛ニ而候、当方へハ別火上官共ニ四貫文請取候、(③)

(中略)

永正十六年四月晦日

出雲豊俊(花押)

①では京極政経の死の直前にあたる永正五年（一五〇八）九月、尼子経久の立願によって杵築大社の造営を行うことを大社に申し出たことがわかる。この時点で経久の出雲守護権代行者としての地位は確立したと考えられる。②では、経久自らが大社本殿の中心となる御柱が立つ時に大社に詣でている。この造営は永正六年（一五〇九）六月に着工し、十年の歳月を費やして、永正十六年（一五一九）四月に遷宮が行われた。この経久立願による永正の造営において、大社の拝殿は天台宗の護摩堂形式を取っているようで、曾根研三氏は、この形式は寺僧修法のために建てられたものに違いないとしている。<sup>21</sup>恐らく経久は、出雲一国の信仰の中心である杵築大社の神仏習合を進めていくことで、その支配を行っていく考えがあったのではないだろうか。このように経久は大社に対して、寺院建築などの仏教要素を混ぜて神仏習合を目で見える形で進めていった。そして大永二年（一五二二）二月には、「出雲国杵築大明神ニテ万部之法花経、人数千百人大永二年午壬二月九日ヨリ同廿日結願、廿一日ニ退散ス」と神前読経を行っている。<sup>22</sup>

この神前読経について『大社町史』では、尼子経久を願主、亀井秀綱を奉行とし、出雲国内から天台・真言の僧と禅宗の僧、合計一一〇〇人が参加し、鰐淵寺を中心に導師は横田岩屋寺・吉田清水寺・古志興法寺が勤めたことをまとめている。そして鰐淵寺僧を中心とする出雲国内の主要な寺院の僧が概ね参加していると推定されており、加えて、この仏事で注目されるのは、これが鰐淵寺ではなく、杵築大社で行われていることである。加えて『大社町史』には、「杵築大社と鰐淵寺との一体化、すなわち出雲国一宮制の強固な自立性の基盤をなしてきた「国中第一之霊神」と「国中第一之伽藍」との相互補完関係を、この両者の融合・一体化を通じて解体し、これを戦国大名の統制下に置くこと（一宮杵築大社の「一寺」化）、これを狙ったもの」と指摘している。<sup>23</sup>これを神仏習合と考えるかどうかは更なる熟考が必要と考えられるが、この両者の一体化によって大きな力を持つ杵築大社を牽制することで、尼子氏の統制下に置くことが狙いだったのではないだろうか。また国中の僧を集めて行うことも仏教側に対しても大きなインパクトを与えたのではないだろうか。単に経久の仏教帰依の観点から別火上官を「惣合（両家への両属）」とすべきだと申し立てたところから発端した。そして千家方からは中高清が、北島方からは稲岡清孝が尼子氏の奉行である亀井秀綱の宿所に出向き、両者の言い分に対しての裁定を求めたのである。結果としては千家方の言い分が通ることになった。

〔包書ウハ書〕

千家殿

まいる人々御中

亀井能登守

秀綱

」

〔端裏切封〕  
一（墨引）

就別火上官之儀、今度御遷宮之時被仰明候、両方証跡致拝見、如先規御さね役仕候上者、御方上官迄にて候間、以後も可為如其候、巨細之段中殿申入之候、恐惶謹言、

〔異巻〕

〔永正十六年〕

七月十三日

千家殿

参人々御中

秀綱（花押）

【史料六】は、亀井秀綱が別火上官のことについては、今回の遷宮ではつきりしたということを経久に伝えたものである。本来、杵築大社内部で決定すべき性格の上官論争が尼子氏（奉行亀井秀綱）の裁定によって決着をみるという形になっている。千家と北島両国造の争いは国造家の分裂からしばしば見られることであるが、その論争に対して尼子氏に裁定を求めるといふ状況が生まれてきたことは、尼子氏による大社内部への介入を更に進めることになったと思われる。第二章では、太宰府天満宮においても、留守職である大鳥居氏と小鳥居氏との対立のなかで、大内氏や大友氏が内部に懐柔する要因になったことで、天満宮自体が勢力争いの渦中に巻き込まれる状況が生まれたこととは説明したが、このような大名権力による介入は十分に考えられることであると思われる。『大社町史』では、本来大社内部で決定すべきことを、尼子氏の裁定によって決着がみられることは、大社権力が自らの力で解決しえないほど内部矛盾を抱え、地域支配権力としての自立性を失いつつあったことを指摘している。<sup>25</sup>それまで幕府や守護の介入を拒んできたことがあるだけに、このことは大きな意味を持つだろう。

さてここで時代を下って尼子経久の孫である晴久の大社政策に注目したい。それは天文二十一年（一五五二）に出した大社に対する二十カ条からなる掟である。

【史料七 杵築大社掟書条目】 26

〔(端書) 尼子晴久御代御両家へ御条目写、孝清手蹟〕

条々 北島殿へ

- 一 御供宿相論、此度睨可被成御下知事、
- 一 御供事、此方家来之者ハ此方へ引、千家之中之者ハ千家かたへ可引候事、
- 一 久敷不参御供年月定事、
- 一 杵築領へ船付候時、又ハ寄物などの時無案内事、
- 一 盗人大小共(改)改道之事、
- 一 喧嘩之事、
- 一 火事之時火本之事、
- 一 殺生禁断之处、東ハひしねの関屋を限、辰巳ハ高浜、南ハ河より是内、狼藉停止之事、
- 一 毎月杵築両家へ普請之者可出事、
- 一 惣而新儀不可相叶之事、
- 一 御供并月之相論事、
- 一 米にて御供米請取停止之事、付米を能きゝため可渡事、
- 一 神前御番之事、  
(紙継目)
- 一 諸神官社役為持来筋目諸事諸役令懈怠貧得分事、
- 一 抱給所我俣持緩怠事、
- 一 社参輩当月次第礼儀事、
- 一 家中令離散貧給所事、
- 一 人返事、
- 一 国造へ渡候代悪銭停止事、

一 杵築売買之米舛<sup>ク</sup>たにて可計事、

天文廿一年<sup>三月</sup>廿二日

この掟は大社内外の秩序を保つ事が目的であったようである。そこには大社に掟書を出すに至るまで尼子氏の力が及ぶことを示すものだろう。また永祿元年（一五五八）六月にはこの二十カ条の掟書を更に深化した形になるうか、二十五カ条にわたり、詳細なる法度条々を下したのである。<sup>27</sup> 国造に月別の制があるから、千家方の月に社参したものが北島家来に止宿してもよいこと。社内へ牛馬を入れた場合、火事を出した場合、大社周辺で殺生を行った場合などに、それらの人から科金を徴収すること、敵討ちのことなどを規定している。またその年に社参した人数を翌年の正月に尼子氏の居城である富田城まで使者を派遣して報告することまでも定めている。これは尼子氏による大社政策が充実していることの表れと思われる。

### 三、尼子氏と鰐淵寺

これまで尼子氏による神社政策を見てきたが、次に寺院政策についても追ってみたいと思う。出雲国において一大勢力を保持していたのは、天台宗浮浪山鰐淵寺ということは有名かと思われる。鰐淵寺に関しては、曾根研三氏の『鰐淵寺文書の研究』によって、鰐淵寺の古文書の整理と研究がなされている。また、鰐淵寺の成立と構造については平岡定海氏にくわしい。そして井上寛司氏は、杵築大社と鰐淵寺との関係に視点を置き、両者を政治、社会、宗教と多角的に検討している。鰐淵寺の成立については、中世一宮制の成立と表裏一体の関係とし、中世出雲国一宮杵築大社のためにこそ成立した有力地方顕密寺院と述べている。<sup>28</sup>

さて、尼子経久が永正五年（一五〇八）九月十五日に、杵築大社造営の立願を示したことに対応したものであろうが、永正六年（一五〇九）十月、鰐淵寺に対し、次のような掟書を出している。<sup>29</sup>

鱒淵寺掟之事、

一 寺塔建立、不可有無沙汰之事、

一 猶衆儀成論之方候者、從此方可申付候事、

一 寺領分百姓之子、如先規衆徒<sup>ニ</sup>被成間敷候、当座住山之方、不可有寺内・地下之諸細<sup>裁</sup>判事、

右、此旨違輩<sup>指</sup>之於仁体者、為惣山堅可被申付候、為後日掟状、如件、

永正六年十月廿日

経久(花押)

経久は鱒淵寺に対して、一に寺塔の建立を怠ってはならない。二には、一山衆議において相論が生じた場合は経久が処断する。三には寺領分の百姓の子を鱒淵寺の衆徒にしてはならない。また当座(しばらく)住山する者は寺内・地下の裁判に関与してはならないという内容である。<sup>31</sup>佐伯徳哉氏は、杵築大社と関係の深い鱒淵寺に掟書を出すことで、鱒淵寺や寺領内の支配に対して影響力を行使しようとし、尼子氏の守護権を背景とした政治的影響力の形勢を指摘している。<sup>32</sup>井上寛司氏は、尼子氏の宗教政策の展開として、この掟書は、尼子氏という世俗的政治権力が鱒淵寺の内部問題に直接介入する第一歩である述べている。また、尼子氏が鱒淵寺の「惣山」としての自主性を尊重し、支援・補足をしていきたがらも、強権的に尼子氏への屈服を認めさせていったともしている。<sup>33</sup>

評定衆之事、老僧衆談合候て、不寄老若、為興隆、本諸事、可然仁体可被差申候、於寺内納所諸役無沙汰候者、下地為惣山被相計、堂舎可有興隆候、所々失公物勤行為退転、於私之依怙於存輩者、所領等裁判不可叶候、背此旨兎角被申候者、一段可加成敗候、恐々謹言、

永正十五年

十一月十日

経久（花押）

鰐淵寺

評定衆

経久が、掟書を定めてからしばらくした後、再び経久から鰐淵寺に出された書状が【史料九】である。井上寛司氏は、中世における鰐淵寺の管理運営体制について、三期にわけて整理している。まず、鰐淵寺の体制的確立から鎌倉末期とする中世前期では、本山（比叡山）によって任命された別当の監督指揮のもと、長吏が連携して運営を行うが、別当は直接鰐淵寺に下向してはいない。次に、南北朝期から室町期には、別当が直接鰐淵寺に下向するようになり、その運営のために公的な現地支配機関として、新たに政所が設置され、この別当の鰐淵寺下向と在住化により鰐淵寺の執行権力機構が強化されていった。こうした体制が大きく転換したのが、戦国期であり、新たに「評定衆」という執行機関が置かれ、別当や長吏そして政所に代わり、年行事という役割が設けられるようになった。<sup>35</sup>【史料九】は、「評定衆」の初見の史料と考えられ、これらの体制の転換が尼子氏の意向で進められたことが理解できる。さらに井上氏は、評定衆と年行事による鰐淵寺の運営体制について、寺領の支配や寺院の維持運営には、大衆・行人などの身分差を超えた「惣山」（【史料八】・【史料九】）としての団結が求められ、尼子氏の後盾無くしては実現できない状況において、鰐淵寺掟書（【史料八】）を前提とした尼子氏主導の新たな運営体制が構築されるに至ったと指摘している。

#### 四、毛利氏と杵築大社

毛利氏は、安芸国吉田盆地を本拠地とする一人領主にすぎなかった。尼子経久の勢力が安芸・備後国に南下していたため、毛利氏もその勢力に入ることとなった。しかし毛利氏を中国地方の有力戦国大名まで大きくすることになる元就が、毛利氏を相続する際に尼子氏がこれを排除しようとした。そのため大永五年（一五二五）には尼子氏と決別して大内氏の軍門に下る。その後陶晴賢の大内氏クーデターに加



担したが、その晴賢を敵島合戦において滅ぼし、大内氏の地盤を引き継いだ。この一大勢力となった毛利氏と敵対関係にあったのが山陰の尼子氏と九州の大友氏であった。永禄期に入って間もなく起きる豊前門司城での戦いにおいて、元就は將軍足利義輝の仲介で大友氏との和睦は受け入れたが、過去の因縁からか尼子氏との和睦は拒否した（第四章第七節一七三頁参照）。逆に尼子氏との対決のために出雲地方への侵攻を進めていったのである。杵築大社と毛利氏との関係は文書の上では、天文二十三年（一五五四）まで遡ることができる。この年の十月十八日に毛利元就・隆元は連署して、祈念のため大社に田五貫の地を寄進している。<sup>36</sup>

【史料十 毛利元就・隆元連署寄進状】<sup>37</sup>

杵築大明神寄進之事

右、為祈念<sup>(於)</sup>□□<sup>(渡海)</sup>福<sup>(田)</sup>□之内田五貫目奉寄進所也、仍如件、

天文廿三年拾月十八日

備中守 隆元（花押）

同右馬頭 元就（花押）

国造千家殿

この【史料十】は陶晴賢に対する戦勝祈願であったと考えられる。翌天文二十四年（一五五五）には、毛利氏は晴賢を討っていることからも了解を得よう。その後、石見国を制圧し、石見銀山を手中にした毛利氏は、永禄五年（一五六二）七月下旬に、尼子氏の本拠地である富田城を目指して出雲国への進撃を始めた。永禄七年（一五六四）ごろから毛利軍による富田城の包囲が強化され、とうとう永禄九年（一五六六）に富田城は落城する。文明十八年（一四八六）の尼子経久以来、尼子氏の時代はここで終焉する。ここから毛利氏の出雲支配が本格的に開始される。毛利氏も出雲の支配をするにあたって必要だったのが、尼子氏と同様に国人領主層と、やはり社寺対策であった。尼子氏も杵築大社を中心とする伝統的支配勢力への懐柔を行い、出雲国の精神的な支柱を無視することはなかった。

就千家殿御自訴之儀、此方御下向候、先年隆元・元就度々神慮へ被任御約束之御証判之旨、

去春千家殿御本領如往古御寄附之所、弥向後無相違様御申候而、今度猶以長久安堵之御判

可被進之候、彼家之事、別而被成御引立候様、御取持肝要候、(以下礼紙)於旨趣者、義広直二可被申

上候条、不能詳候、恐々謹言

元龜三年

八月九日

元春(花押)

(礼紙切封ウハ書)

(墨引)

駿河守

元春

国司右京亮殿(元武)

養拙斎

児玉三郎右衛門尉殿(元忠) 御宿所

この史料は、元就の息子である吉川元春が国造千家の本領について、長久安堵の判物を進め、特別に引き立てることが大事であることを示したものである。これを受けた元就の孫である毛利輝元は元龜三年(一五七二)に、国造千家に対して裁許状を与え、本領安堵を約束した。<sup>39</sup>『大社町史』によれば、毛利氏は杵築大社領に関しては介入せずに、国造家と上官家とその在地支配を任せたとしている。これは毛利氏にとつて、出雲の平定は武力的なもので、よその国からきた侵入者という立場であり、その出雲に対して安定した政治的・社会的権力を基盤を築くということが最重要であったことも説明している。ゆえに毛利氏は杵築大社の権力をバックアップする一定の保護政策をとつていたのである。大社側にとつても一定の支配を保護され、領地の介入がないということは都合がよかったであろう。しかし、それは毛利氏による慎重かつ計算された政策の実行に他ならず、毛利氏の出雲支配は着実に進んでいくことになる。<sup>40</sup>

これは、毛利氏が直接的に出雲を支配するのではなく、千家・北島両家を掌握することで間接的支配を可能にしたということなのだろうか。長谷川博史氏は、戦国期の両国造家の権力が、惣領「国造」を中心に、国造家一族・親族衆が上級神官である「上官」の大部分を占め、そして彼らが被官・中間・下人を従えていたとし、その被官・中間・下人の中には「神子」「神人」という下級神官を務める者も存在し、御師（御供宿経営者）も国造家被官層によって構成されていたことを指摘され、尼子氏また毛利氏という大名権力が、その各層を順次掌握することで、両国造家内部へ権力を浸透させていったと述べている。<sup>4</sup>さらに長谷川氏は、この大名権力による両国造家権力の掌握が、社職や権益の安堵・宛行、また相論の調停などを行うことで、各層の掌握を深化させていくと同時に、祭祀機能を統制下に組み込んでいったことを意味していることも指摘されている。こうした国造家の掌握もありながら、国造家の経済的困窮を救済する策を毛利氏が行っていることがわかるのが次の史料である。

【史料十二 吉川元春・福原貞俊連署書状】

42

一筆令啓候、其許徳政之可被成御取沙汰之通、去春至吉田被仰理候、然者近年之御借物之儀をハ  
可被任御存分之通、御返事被申候き、然者従往古買地<sup>并</sup>屋敷等之儀者不及其沙汰候之処、杉谷五  
郎左衛門尉相抱来候至買地屋敷等<sup>茂</sup>、可被入御手之由候而、迷惑之通申候、彼者事先年島根陳以  
来別而遂馳走故、元就褒美ニ被成遺判形候、以其首尾此度不可<sup>(以下礼紙)</sup>有相違之由、輝元判形被遺置  
候、以此旨杉谷抱分之事前々姿無相違之様、可被仰付之事肝要候、為其以一書申入候、恐々謹言、

六月晦日

元春（花押）

貞俊（花押）

〔礼紙切封ウハ書〕

〔墨引〕

福原左近充  
駿河守

千家殿

元春

御宿所

この【史料十二】は元龜三年（一五七二）六月に、吉川元春と福原貞俊の連署書状として、千家国造家に宛てられた徳政令である。これは千家国造家からの願いに応えたものであり、「近年の借物」に限って徳政の対象となったのである。「往古よりの買地」などは、その対象外とされたようである。『大社町史』では、「近年」を永禄十二年ごろとし、「往古」を永禄五、六年ごろとしており、徳政を要求するということは、千家国造家にはかなりの借財があったということを描している。<sup>43</sup> 経済的困窮において、この徳政令は国造家にとって毛利氏からの介入をさらに受け入れざるを得ない状況をもたらしたのであろう。

次は杵築大社の天正期の造営をみながら、毛利氏の国造家に対する懐柔をみていきたい。この天正の造営は天正五年（一五七七）から始まり同八年（一五八〇）十一月二十六日に遷宮が執り行われている。<sup>44</sup> 吉川元春は山陰方面を統括する立場であったので、この造営に関わってくる。そこで注目されるのが、吉川元春による「願成寺」「高勝寺」「本願坊」の三つの寺に宛てた書状である。

【史料十三 吉川元春書状】<sup>45</sup>

就御遷宮之儀、彼是為可申談、多蛇寺差下候、重々申候様ニ誠御造営無異儀相調、御遷宮既被撰良辰か程迄御成就之事候条、弥目出度、早々御遷宮可被執行事肝要候、従社家中下々何かと申分共雖有之、当時弓矢中と申、急度可被相調事專一之由、両家之儀者不能申、一社中其外町以下迄、旁其理不可有口油断候、委細者任口上候間、不能多筆候、恐々謹言、

〔後筆〕  
「天正十八」

十一月七日

駿河  
元春（花押）

願成寺  
高勝寺  
本願坊 床下

元春は遷宮の執行を、この寺々に命じていることがわかる。本来遷宮行事というものは、国造家を中心として執り行われるべきものであるが、神事に関しては国造家が、そして運営面ではこの三寺が取り仕切ることになったようである。また、この「願成寺」「高勝寺」「本願坊」は、天正八年（一五八〇）十月七日の「杵築大社遷宮式入目次第」の末筆に「社奉行」としてみられ、このことから大社奉行であるとわかる。<sup>46</sup>ではこの社奉行という存在は、大社また国造にとってどういうものであったのだろうか。

長谷川博史氏は、この「社奉行」は天正八年の遷宮に対して創設され、また「大社本願」を核としたもので、遷宮の機能が国造家から独立した機関へと移行したことを示していると述べている。<sup>47</sup>「本願」について、井上寛司氏は、「本願とは、「本願聖」「本願上人」などともいい、主に戦国期以後、山城松男大社や信濃善光寺・安芸厳島社など各地の有力社に設けられ、それぞれ寺社の修理・造営にあたった勸進聖のこと」と説明している。また『大社町史』では、この三寺による本願、つまり大社奉行により、造営事業の管理運営及び遷宮行事の取り仕切りが行われたことは、国造権力を超えた、杵築大社きつての権力機関として機能したことを指摘している。長谷川氏もまた、戦国期の杵築大社が、大名権力により創設された「社奉行」などによって、国造家の機能が吸収されていく過程にあったとしている。<sup>48</sup>

おわりに

尼子氏また毛利氏という大名権力にとって、杵築大社を中心とする伝統的宗教勢力を掌握することは重要かつ必要なことであった。尼子氏は実質的守護権を得るようになると、早速に鰐淵寺および杵築大社への対応に取り組みはじめ、鰐淵寺ではそれまでの別当また政所による管理運営体制から、新たに評定衆という機関を設置することで、尼子氏の主導とする体制へと転換させていく。また杵築大社に対しても、

国造権力の掌握を進め、国造としての機能を吸収していくことようになる。毛利氏は尼子氏の宗教政策を継承しつつも、さらにそれを深化させていくことになる。井上寛司氏は、尼子氏の宗教政策に関して、杵築大社と鰐淵寺との間の機能分担また相互依存、補完関係に支えられ保持してきた世俗政治権力に対する強固な自立と優位性が、それまでの中世的宗教構造の解体を通じて、世俗政治権力への屈服と従属を強いることを意図したものであったことを論じている。<sup>4</sup>長谷川博史氏は、「中世出雲国一宮権力」が崩壊するのが毛利支配の天正年間とする井上説に対し、杵築大社が毛利氏に従属し、従来と全く異なる体制へ移行する時期としては検討を要すると指摘している。<sup>5</sup>戦国期において、尼子氏と毛利氏により、それまでの出雲における宗教体制に変化がもたらされたことに十分に承知できるだろう。杵築大社、また鰐淵寺ともに、内部にまで大名権力が介入することで、ある意味骨抜きの状態になったとするのは過言であろうか。

これまで論じてきた太宰府天満宮、高良社、宇佐宮、宗像社<sup>5.1</sup>においては、内部分裂の経験から、社内統一という方向性が見いだされ、そのためには自らの「主体性」を持ち得ながら、戦乱の世の終焉を迎えていく。それは、いずれも外部的圧力があつたからこそであり、そこから脱却するための動きであつた。宇佐宮のように長い期間、大内氏の庇護下にあつたが、大友氏の支配へと移行すると、それまでの既得権益は否定され、大友氏と毛利氏のあいだで翻弄することになる。その点では、杵築大社をはじめ出雲地方の社寺は、尼子氏、毛利氏による出雲支配の過程において、大名権力がその管理運営を管轄主導することにより、これまで論じてきた天満宮、高良社、宇佐宮などに見られるような「主体性」を持ち得なかつたのは、九州のように大名間に板挟みとなるような流動的支配を出雲では受けなかつたことで、出雲の社寺は受動的な立場に置かれる状況にあつたかと思われる。

- 1 井上聡「宇佐神宮における中世的支配体制の成立」『史学雑誌』一〇五・四 一九九六
- 2 井上寛司「中世出雲国一宮杵築大社と荘園支配」『日本史研究』二二四 一九八〇
- 3 「出雲守護京極氏奉行人連署奉書」応永二十八年（一四二二）八月十五日 「小野家文書」六四五  
『大社町史』史料編（古代・中世）上巻 大社町 一九九七、以下『町史』上と略
- 4 原慶三「中世日御碕社に関する基礎的考察」『山陰史談』二十四 一九九〇
- 5 「日御碕社一神子重申状」永享十一年（一四三九）十一月「日御碕神社文書」七〇六『町史』上
- 6 「京極持清書状」康正二年（一四六五）五月三日「小野家文書」七四三『町史』上
- 7 「出雲守護京極氏奉行人連署奉書案」康正二年（一四五五）九月六日 「小野家文書」七五一『町史』上

- 8 「室町幕府奉行人連署奉書」 文明三年（一四七二）七月八日 「日御碕神社文書」 七九七（『町史』上）
- 9 「室町幕府奉行人連署奉書」 文明三年（一四七二）七月八日 「日御碕神社文書」 七九八（『町史』上）
- 10 「室町幕府奉行人連署奉書」 文明四年（一四七二）三月十日 「日御碕神社文書」 八〇一、八一四（『町史』上）
- 11 「龜井秀綱書状」 永正七年（一五一〇）四月十六日 「日御碕神社文書」 一〇〇三（『町史』上）
- 12 「日御碕社修造勸進簿」 大永四年（一五二四）四月十九日 「日御碕神社文書」 一〇六〇（『町史』上）
- 13 今岡典和「戦国期の守護権力・出雲尼子氏を素材として」、『史林』六六・四 一九八三
- 14 「尼子経久寄進状」 大永三年（一五二三）八月十四日 「日御碕神社文書」 一〇五四（『町史』上）
- 15 「尼子経久袖判寄進状」 天文二年（一五三三）二月五日 「日御碕神社文書」 一〇八五（『町史』上）
- 16 『大社町史』上巻 七二六頁（大社町 一九九一 以下略）  
坂本勝成「中世的寺社権力の否定過程について」  
（初出『立正史学』第三十号 一九六六、中尾堯編『論集日本仏教史』第六卷 戦国時代 雄山閣出版 一九八八にも所収）
- 17 前掲4
- 18 『大社町史』上巻 七二四頁
- 19 前掲13
- 20 「永正年中大社造営・遷宮次第」 永正十六年（一五一九）四月晦日 「千家家文書」 一〇三〇（『町史』上）
- 21 曾根研二『鰐淵寺文書の研究』（鰐淵寺文書刊行会刊 一九六三）
- 22 「岩屋寺快円日記」 大永二年（一五二二）二月 一〇四五（『町史』上）
- 23 『大社町史』上巻 六八三頁
- 24 「龜井秀綱書状」 永正十六年（一五一九）「千家家文書」 一〇三三（『町史』上）
- 25 『大社町史』上巻 六八四頁
- 26 「杵築大社掟書条目」 天文二十一年（一五五二）三月二十二日 「佐草家文書」 一二五五（『町史』下）
- 27 「杵築法度条々写」 永祿元年（一五五八）「千家家文書」 一三七八（『町史』下）
- 28 曾根研二『鰐淵寺文書の研究』（鰐淵寺文書刊行会刊 一九六三）
- 平岡定海『日本寺院史の研究 中世・近世編』（吉川弘文館 一九八八）
- 井上寛司「出雲大社と鰐淵寺・中世出雲国一宮制の一特質」、『山陰・地域の歴史的性格』（雄山閣出版 一九七九）
- 井上寛司編『出雲鰐淵寺旧蔵・関係文書』（法藏館 二〇一八）
- 前掲18 「永正年中大社造営・遷宮次第」① 参照
- 30 「尼子経久掟書」 永正六年（一五〇九）十月二十日 「鰐淵寺文書」 一〇〇一（『町史』上）

- 3 1 『大社町史』上巻 六七五頁
- 3 2 佐伯徳哉『中世出雲と国家的支配・権門体制国家の地域支配構造』(法藏館 二〇一四)
- 3 3 井上寛司編『出雲鰐淵寺旧蔵・関係文書』(法藏館 二〇一八)
- 3 4 「尼子経久書状」永正十五年(一一五八)十一月十日 「鰐淵寺文書」一〇二七(『町史』上)
- 3 5 前掲33
- 3 6 吉村宮男「出雲大社と毛利氏」(『出雲』四)
- 3 7 「毛利元就・同隆元連署寄進状」天文二十三年(一五五四)十月十八日 「出雲大社文書」一二七九(『町史』下)
- 3 8 「吉川元春書状」元龜三年(一一五七二)八月九日 「千家家文書」一八四八(『町史』下)
- 3 9 「毛利輝元安堵状」元龜三年(一一五七二)八月十日 「千家家文書」一八四九(『町史』下)
- 4 0 『大社町史』上巻 七五〇頁
- 4 1 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(吉川弘文館 二〇〇〇)
- 4 2 「吉川元春・福原貞俊連署書状」元龜三年(一一五七二)六月晦日 「千家家文書」一八四四(『町史』下)
- 4 3 『大社町史』上巻 七五一頁
- 4 4 「杵築大社旧記御遷宮次第」天正八年(一一五八〇)十一月二十六日 「鰐淵寺旧蔵文書」二〇一四(『町史』下)
- 4 5 「吉川元春書状」天正八年(一一五八〇)十一月七日 「佐草家文書」二〇〇九(『町史』下)
- 同月同日、北島国造宛に遷宮についての書状が元春より出されている。奥付裏書には「天正八年」とあるので、【史料十三】での「天正十八」は後筆としているため、「天正八年」と理解できよう。
- 「吉川元春書状」天正八年十一月七日「北島家文書」二〇〇八(『町史』下)
- 「杵築大社遷宮儀式入目次第」天正八年(一一五八〇)十月七日 「佐草家文書」二〇〇四(『町史』下)
- 前掲41
- 前掲33
- ・佐伯徳哉氏もまた「本願」について、杵築大社造営に本願の姿が見えるようになるのは応仁の頃からであるが、尼子経久による永正の造営まで、勸進聖(本願)との接点は京極氏・尼子氏ともに見られないとしている。(前掲32)
- 『大社町史』上巻 七五九頁
- 前掲33
- 前掲41 長谷川氏は、本論【史料十二】に見られる徳政令による杵築大社の特権的地位の喪失、また毛利氏権力の超越性の確立などに対して、徳政令の性格上、それによって毛利氏の権力強化と考えるには無理があるとしている。
- 5 1 本論第六章参照

※ 史料における傍線は論者が便宜上付したものである。